

(「一発で受かる! 原付免許」学研教育出版 2010年2月18日 第1刷から)

○×

- | | |
|-----|--|
| 問1 | 「運転免許の区分」は、第一種運転免許と第二種運転免許の二つの区分だけである。 |
| 問2 | 原付免許を持っていれば、総排気量が60ccまでの二輪車を運転することができる。 |
| 問3 | 原動機付自転車は原動機を持つので自動車に含まれる。 |
| 問4 | 原動機付自転車のエンジンを切って押して歩いている人は歩行者である。 |
| 問5 | 原動機付自転車は路側帯を通行してもよい。 |
| 問6 | 原動機付自転車は、一方通行の道路でも最も左寄りの場所を通行しなければならない。 |
| 問7 | 左側部分の幅が6m以上の道路で他の車を追い越すために右側にはみ出してもよい。 |
| 問8 | 人や荷物を待ったり、荷物の積み下ろしのために5分を超えて停止することを駐車という。 |
| 問9 | 横断歩道とその端から10m以内の場所では、駐車、停車とも禁止されている。 |
| 問10 | 道路の曲がり角から5m以内の場所では、駐車、停車とも禁止されている。 |
| 問11 | 安全地帯の左側とその前後10m以内の場所での駐車、停車は禁止されている。 |
| 問12 | 交差点とその端から10m以内の場所では、駐車、停車ともに禁止されている。 |
| 問13 | 車の右側の道路に3.5m以上の余地がないとき、駐車することはできない。 |
| 問14 | 広い路側帯がある道路では、路側帯の左端から0.75m以上あけて路側帯の中に駐車する。 |
| 問15 | 前車が自転車を追い越そうとしているときは、追越しを始めてはいけない。 |
| 問16 | 右図の標識のある道路では、右側にはみ出して追い越してはならないが、はみ出さなければ追い越してもよい。 |
| 問17 | 横断歩道とその手前30m以内では、追越しをしてはいけない。 |
| 問18 | 原動機付自転車でけん引するときは、最高速度は25km/hを超えてはならない。 |
| 問19 | 見通しがよくない交差点では、信号機があっても必ず徐行しなければならない。 |
| 問20 | 前方の信号が黄色の点滅をしているときは、必ず一時停止し、他の交通に注意して進める。 |
| 問21 | 交通巡視員は警察官ではないので、手信号に従わなくてよい。 |
| 問22 | 交差点で交通整理中の警察官が腕を水平にしているとき、対面する方向は停止線で停止しなければならない。 |
| 問23 | 警察官が前方の信号機と異なる手信号をしている場合は警察官の手信号に従う。 |
| 問24 | 片側三車線の道路で右図の標識があるときは、原動機付自転車は必ず二段階右折をしなければならない。 |
| 問25 | 一方通行の道路から右折するときは、必ず道路の左側に寄ってから交差点の中央付近を通る。 |

